１ 温泉施設として存続させる

（１）サウンディング型市場調査
施設の活用方法について民間事業者の意見・提案を求め、市場性を調査する。

（２）施設管理費を予算措置
新たな運営事業者を選定するまでに必要な管理経費を予算措置する。
① 源泉機能を維持するための揚湯ポンプ電気料（約40万円/月）
② 施設管理費（警備費、建物共済など）

（３）運営事業者を公募（譲渡・貸付）
施設の状態は現状のまま、譲渡又は貸付ける条件で、運営事業者を公募する。

事業者なし

事業者あり → **新たな事業者による運営開始**

※必要な施設整備は事業者負担による。

（４）施設のあり方を改めて検討

※指定管理者制度による運営再開又は施設廃止を検討する。
指定管理者制度による場合は、村負担で施設改修することを前提に検討する。

(A) 指定管理者制度による運営検討

村負担による施設改修を前提とし、その改修内容は、指定管理者公募時に村の考え方を示すものとする。なお、具体的な工事内容は、公募で選定した指定管理者と協議のう決定する。

指定管理者の公募
・施設改修の範囲、概要等を提示
・指定管理料上限額など公募条件を設定

事業者あり

① 施設改修工事の検討・実施設計
② 施設改修工事の発注

※施設整備財源には返地債を見込む

新たな事業者による運営開始

・指定管理料の負担

事業者なし

(B) 温泉施設を廃止

① 施設解体撤去（概算約3,500万円）
② 跡地造成工事
③ 跡地の利活用検討
④ 返地債の強制繰上償還手続き
（強制繰上償還額約1,600万円）